

夏季休業中の諸注意

群馬県立前橋清陵高等学校 夜間部

7月18日（土）から8月25日（火）まで、夏季休業になります。この長期休業を有意義に過ごすためにも下記の注意事項を守り、いじめ、怪我、事故、トラブル等の無いよう十分気をつけてください。

1 健康管理と規則正しい生活習慣の確立

- (1) 早寝早起きをしよう。（生活のリズムをつくる）
- (2) 暴飲暴食を慎もう。（食事から健康を維持する）
- (3) 健康診断後「受診のすすめ」を配布された場合、早めに治療・処置をしよう。（歯科、耳鼻科、眼科等）
- (4) 部活動や自主的な運動に取り組もう。（体力を維持・向上する）

2 学習・読書習慣の確立

- (1) 学校や地元の公立図書館を利用し、毎日の読書に励もう。（学力を向上させる）
- (2) 休業明けの前期末考査【9月3日（木）～9月9日（水）】に備えよう。（学習計画を作成し、実践する）
- (3) 進路実現に向けて必要な情報を収集し、活用しよう。（情報活用力を高める）
- (4) 興味関心のある分野の調査研究、作品制作や課題等に取り組もう。

3 家庭や地域社会との交流

- (1) 家庭（家族）の会話をさらに増やし、ふれあいを深めよう。（家庭愛を深める）
- (2) 自主的に家事に取り組もう。（家庭の一員としての自覚を持つ）
- (3) 親戚、近隣、地域社会等との交流を深めるために、新型コロナウイルス対策を十分した上で各種行事やボランティア活動に積極的に参加しよう。（社会・地域の一員としての自覚を持つ）

4 非行・問題行動の厳禁と安全確保の徹底

- (1) 社会のルール・マナーを守ろう。（高校生としての自覚を持つ）
- (2) いじめを未然防止、根絶しよう。（相手を思いやる優しい心を持つ）
- (3) 非行・問題行動を防止し、自分を守ろう。（自分自身の安全を確保する）
 - ①未成年者の飲酒、喫煙は法律で禁止されています。
 - ②暴走族、チーム、レディース等の非行グループには絶対関わらない。
 - ③暴走行為、暴力行為、薬物乱用等を絶対しない。
 - ④深夜徘徊は事故やトラブルの原因になります。なお、平成24年1月に「群馬県青少年保護育成条例」が改正され、罰則が厳しくなりました。
 - ⑤集団（同窓会、遊び仲間等）では、逸脱行為（上記①～④）が起きやすいので自覚を持ち注意しよう。
 - ⑥変質者等の情報も増えています。女子生徒は特に注意しよう。
 - ⑦好ましくない男女交際は避けよう。女子は性的被害者になりやすいので、軽率な振る舞いに注意しよう。
 - ⑧匿名・流動型犯罪グループに高校生が関与して大きな社会問題にもなっています。犯罪実行者募集情報などには絶対に応じないようにしよう。短時間で簡単に高額バイトなど普通ではありません。
- (4) 海水浴や登山等の無理な遠出や計画を避けよう。（夏場に多い事故やトラブル）
- (5) 祭りや催し物での事故やトラブルに注意しよう。（休業中に多い事故やトラブル）
- (6) 水難事故に注意しよう。（危険行為は厳禁）
 - ①利根川や烏川の河川等は荒天時や増水した時、大変危険ですので、絶対に立ち入らない。
 - ②個人やグループで水泳等に出かける時には、保護者や水泳の熟練者と同行しよう。事前に行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭（保護者）に知らせよう。

5 スマホ等におけるインターネットの注意事項（安全な使用を心がける）

- (1) SNSやゲームサイトのつながりが出会いのきっかけとなり、被害にあうことがあります。
- (2) 掲示板サイトでの誹謗中傷、悪口により、暴力事件や犯罪も発生しています。
- (3) 無料のゲームで遊んでいたら、知らないうちに有料アイテムを購入したことで、高額請求を受けたトラブルも発生しています。
- (4) 上記の他にも、長時間使用による依存傾向や個人情報の流出等多数の被害事例が発生しています。

- (5) 群馬県青少年健全育成条例の一部改正（施行：平成 24 年 1 月 1 日）により、青少年（18 歳未満）がスマホ等でインターネットを利用する場合には、やむを得ない理由がないかぎりフィルタリングを設定しなければならなくなりました。

6 交通規則の遵守と事故防止の徹底

- (1) 交通規則を遵守しよう。（自分自身で安全を管理する）
- (2) 無断免許取得や無許可での運転も厳禁です。（本校の規則をよく確認すること）
- (3) 自転車の二人乗り運転、傘さし運転、夜間の無灯火運転、携帯電話を使用しての運転、イヤホン付き携帯ステレオを聴きながらの運転も交通事故の原因になりますので厳禁です。

7 届け出・連絡の確認

- (1) 旅行に行く時には、保護者の同意を得て、事前に担任へ連絡してください。
- (2) 事故にあった時には、加害・被害に関わらず、直ちに学校へ連絡してください。
- (3) アルバイトをする時には、労働条件を確認してください。なお、宿泊を伴うものや酒席、遊興的接客業、午後 10 時過ぎの労働は法律で禁止されています。

8 夏季休業中の登校の確認

- (1) 夏季休業中の月曜日から金曜日に登校した時は、正面玄関から入ってください。（生徒玄関からは入れません）
- (2) 土・日曜日は休日のため、学校は閉鎖されます。
- (3) 生徒登校禁止日
 - ① 学校閉庁日のため、8 月 10 日（月）～8 月 13 日（木）は入れません。
 - ② 通信制秋季入試のため、8 月 17 日（月）、8 月 18 日（火）は終日校舎内に入れません。
 - ③ 定時制秋季入試等のため、8 月 19 日（水）～21 日（金）は校舎内に入れません。
- (4) 夏季休業中、悩みや相談事があるときには 9:00～16:00 分に電話連絡をするか登校可能日に正面玄関から職員室に来てください。

一人一人が、清陵高校の一員であることを忘れずに！

8 月 2 6 日（水） みんな元気で会いましょう！

群馬県立前橋清陵高等学校

**前橋市文京町二丁目 20 番 3 号
T E L : 027-221-3073**